

公立大学法人青森県立保健大学利益相反ポリシー

(平成21年9月30日制定)

1 目的

公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材の育成と保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く還元するとともに、産官学の連携した取組による地域貢献活動を展開することを使命としている。

しかし、産官学連携活動及び地域貢献活動を積極的に推進していくにあたり、本学や役員及び職員（以下「職員等」という。）が、本学に対して果たすべき責務と関係する機関等との関係で持つことになる利益や責務とが相容れないなど利益相反といわれる状態が起こることが予想される。

このような利益相反に適切な対応ができなければ、本学の社会的信頼は損なわれかねず、こうした事態を未然に防止するとともに、万一その状態に陥った場合に適切な対応をとることは本学の責務である。

本ポリシーは、このような利益相反によって、本学の職員等の諸活動が社会から疑念を持たれ、信頼を損なうことのないよう、透明性の確保と説明責任を果たすための必要な措置（以下「利益相反マネジメント」という。）をとり、産官学連携活動及び地域貢献活動の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

2 基本方針

- (1) 本学の使命である教育・研究の責務を十分に果たしながら、職員等が産官学連携活動及び地域貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 本学は、産官学連携活動及び地域貢献活動の推進を公正かつ効率的に行うために、職員等の利益相反が生じることを未然に防止するための取組や利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。
- (3) 職員等は、産官学連携活動及び地域貢献活動を推進する上で、利益相反の状況を避けることを責務とする。
- (4) 円滑な産官学連携活動及び地域貢献活動を推進し、かつ、本学のルールを遵守するために、学内に設置する利益相反管理委員会において、利益相反マネジメントを行う。